

介護保険だより

令和8年7月号

群馬県国民健康保険団体連合会

同月過誤処理依頼書廃止に伴う過誤処理の注意点について

前月号でお知らせいたしましたが、令和8年8月以降の同月過誤について、本会に対し7月からの同月過誤処理依頼書の提出は不要となることから、過誤処理を実施する上で以下の点にご注意ください。

1 正確に過誤処理が行われるよう、以下の点について保険者と十分に調整してください。

(1) 過誤処理の種類

実施したいのは、通常過誤処理か同月過誤処理のどちらなのか事前に保険者と認識を合わせてください。

※ 都道府県によっては、同月過誤処理を取り扱っていない場合もございますのでご注意ください。

(2) 過誤処理を実施するタイミング

何月に過誤処理を実施するのか、保険者と事前に認識を合わせてください。特に同月過誤処理の場合は、同月に当該過誤処理分の再請求が必須となるため保険者との認識の齟齬がないようにしてください。

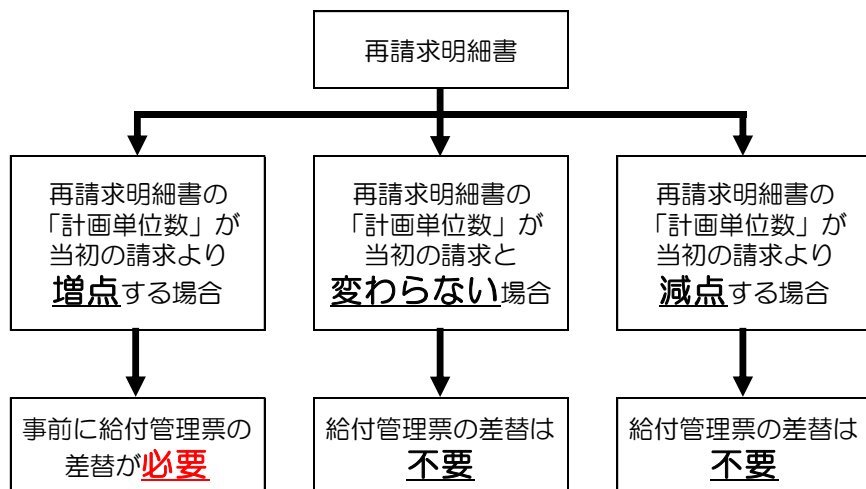
(3) 過誤処理を実施する対象者

どの対象者に対して過誤処理を実施するのか、事前に保険者と認識を合わせてください。特に同月過誤処理の場合は、対象者が多くなることが想定されますのでご注意ください。

2 再請求分の介護給付費請求明細書の状況によっては、給付管理票との突合処理で返戻となる場合がございます。その場合は、同月過誤処理を実施する前に居宅介護支援事業所が作成区分「修正」の給付管理票を国保連合会に提出し、事前に給付管理票を差替えておく必要があります。給付管理票の差替の必要可否については、以下のフロー図で確認してください。

また、同月過誤処理を実施する月には、作成区分「修正」の給付管理票は提出できません（返戻となります）ので、ご注意ください。

【給付管理票差替フロー図】



ケアプランデータ連携システムのログインについて

「ケアプランデータ連携システムに、ログインできない。」というお問い合わせが頻繁にあります。

対処方法としましては、以下のとおりです。

【対処方法1】

電子請求受付システムにログインして仮のパスワードを、本パスワードに変更して下さい。

もし、変更方法が分からないときは、以下の問い合わせ先に、連絡して下さい。

○電子請求受付システムの総合窓口
URL <https://www.e-seikyuu.jp/>
TEL 0570-059-402

【対処方法2】

電子請求受付システムでパスワード変更後に、ケアプランデータ連携システムにログインして下さい。詳細については、以下の問い合わせ先に、連絡して下さい。

○ケアプランデータ連携システムヘルプデスク
TEL 0120-584-708
受付時間9：00～17：00
(土日祝日を除く)

返戻依頼の注意事項等について

返戻依頼を依頼できる期限は提出月20日までです。

返戻依頼を受付できる対象は、当月提出した県内保険者のみです。ご注意ください。

提出した時の単位数で記載をしてください。

なお、返戻依頼書の書式は、群馬県国保連合会のホームページ（ホーム＞介護保険事業所の方＞12 各種依頼書等）に掲載してあります。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30 ～ 17：15（12：00 ～ 13：00 を除く）

※17：15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会